

中津川市立山口小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人ひとりの児童が生き生きと生活するために～

◇ 目次 ◇

- I いじめのとらえ
- II 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- III いじめの未然防止
- IV いじめの早期発見
いじめ発見のポイント
- V いじめの早期対応
- VI いじめ防止の対策のための組織
- VII 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）

I いじめのとりえ

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条より)

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(いじめの防止等のための基本的な方針 より)

Ⅱ 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立山口小学校

いじめをしない！させない！許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制づくり
2. 早期発見・早期対応、何よりも未然防止



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係づくりを！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を！

学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

（文部科学省：学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント）

- いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。
- また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

Ⅲ いじめの未然防止

中津川市立山口小学校

- ◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
 - ◇いじめは、自分からは言いづらいもの
 - ◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
- だからこそ…、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成28年2月岐阜県教育委員会）」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり
- ◇子ども同士の「絆」づくり

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感をもった生徒～



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- 「学習規律」が確立されている学級
 - ・チャイム席・全員拳手・話す聞く姿勢
- 「分かった、できた」と思える授業
 - ・授業改善・振り返りの時間
- 「みんなと活動すると楽しい」と思える学級
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動
 - ・学級活動・係活動・児童会活動
 - ・児童会行事

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止に関わって）>

	「居場所」と「絆」のある学級づくり	生命や人権を大切にする指導
4月	学級開き 1年生を迎える会 学級力アンケート 遠足	命を守る訓練 交通安全教室・自転車教室 教育相談
5月	やさか学力アップ強化週間① 5年 宿泊研修	命を守る訓練 連れ去り防止教室 教育相談 GWの生活について
6月	学級力アンケート 児童集会	水泳指導 救急救命法講習会 教育相談
7月		命を守る訓練（ミサイル対応） 教育相談 情報モラル講習会 夏休みの生活について
8月		地域防災訓練
9月		命を守る訓練 教育相談 秋の交通安全運動
10月	山口こども園・小学校運動会 社会見学 やさか教育のつどい	命を守る訓練 教育相談
11月	やさか学力アップ強化週間② 修学旅行（6年生） 学級力アンケート	命を守る訓練 教育相談
12月	ひびきあい集会 大縄大会	命を考える週間 命を守る訓練 教育相談 冬休みの生活について 冬の交通安全運動
1月		教育相談
2月	新1年生半日入学（1年生） 中学校半日入学（6年生） やさか学力アップ強化週間③ 学習発表会 学級力アンケート	教育相談
3月	6年生を送る会	命を守る訓練 教育相談 春休みの生活について

IV いじめの早期発見

中津川市立山口小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが必要である。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気づくこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気づいた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に貼っておく。（個人情報に留意する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。



日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気づくために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。
- 予定帳や日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
- 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談（二者懇談等）の実施。
- 定例子ども研やケース会議で気になる児童について、短期的・長期的な支援の検討と共通理解。
- 学級力アンケート等客観的な尺度の活用。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

【心身の安全の保証】

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任や養護教諭を中心に本人の心のケアに努める。

【事実関係や心情を傾聴】

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

【日頃の連携に努める】

- ・児童のよさや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画（早期発見に関わって）>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> (1) 小さな変化に対する敏感な感覚 (2) 情報の共有、共通対応の確認 (3) 迅速な対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・子ども研 毎週水曜日打合せ後 毎月職員会後 ・朝の会の健康観察 ・日記、連絡帳等の記述 ・よいこと見つけ ・全校帰りの会での 「ほめほめ大作戦」 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 保護者からの 相談受入 体制 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域からの 情報把握 </div>	拡大いじめ未然防止対策委員会（指導方針、指導計画等） P T A総会（いじめ基本方針説明）HP 掲載 授業参観（保護者懇談） 子ども研 心のアンケート 教育相談（個別懇談）
5月		心のアンケート 家庭訪問（保護者との懇談） いじめ防止職員研修 教育相談（個別懇談）
6月		心のアンケート 教育相談（個別懇談） 授業参観（保護者懇談） 人権教育研修会（職員）
7月		心のアンケート 教育相談（個別懇談） いじめ未然防止対策委員会
8月		心のアンケート 教育相談（個別懇談）
9月		心のアンケート 教育相談（個別懇談）
10月		心のアンケート 資質向上委員会 人権教育研修会（職員） 教育相談（個別懇談）
11月		心のアンケート 教育相談（個別懇談） いじめ未然防止対策委員会
12月		心のアンケート 教育相談（個別懇談） 三者懇談（児童・保護者・担任） 保護者アンケート ひびきあいの日への取り組み
1月		心のアンケート 教育相談（個別懇談）
2月		授業参観（保護者懇談） 心のアンケート 教育相談（個別懇談） いじめ対策方針説明（新1年生保護者） 学校評価委員会
3月		拡大いじめ未然防止対策委員会 心のアンケート 教育相談（個別懇談）

※資料等の保管期間は、アンケートの質問票の原本等の一次資料はアンケートの実施から5年間、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は当該児童が卒業して5年間とする。

いじめ発見のポイント

中津川市立山口小学校

ちょっとした児童の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きないじめ問題に発展することが防げられる。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要である。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切だ。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎないが、日常生活での児童つかみのポイントとしていきたい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1. 登校、下校

- ① 元気がない。（肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる）
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。（持たされている？）
- ④ 登校して教室から出られない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れてたり破損したりしている。（途中で何かあったかも？）
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。（いじめによる不登校傾向のスタートかも？）

2. 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ② 遅れてくる。（トイレ等で何かされたかもしれない）
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ “一日の振り返り”のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる（何か指示される、命令調で言われる）
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。（いじめられて意欲がわからない場合も考えられる）
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3. 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。（隠されたり勝手に使われたりしている）
- ② 机や持ち物に落書がしてある、乱れている。（他者にやられている場合がある）
- ③ 泣いている、机に伏せている。（それでもほうっておかれている）
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 衿などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 体育の授業や委員会するとき、座るのをためられる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。（いじめられていると休み時間に行けない）
- ⑫ 席を変わられる子（特に特別教室。普通教室でもありうる。）
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる子。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。

「保健室に行っていました。」「トイレに行っていました。」「～を探していました」「～を片付けていました」

4. 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている（立たされている＝見張り役）
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。（いじめ場所への途中?）
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。（耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる）
- ⑧ 校外へ出る。（商店へのパシリかも?）
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。（女子に多い?）
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。（何か訴えたい?パシリで鍵や物を取って来いと命令された）
- ⑪ 教室を移動するとき、いつも一人。

5. 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒くさい分担（重いも物）をやらされる子
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある子（とられた、意識的に配られなかった）
- ④ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる子。（箸をさす、混ぜる、かくす）
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている子（当番に嫌がられている可能性あり）

6. 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている子（冬の雑巾がけ、机つり）
- ② いつも、ゴミ捨てに行っている子（分担がはっきりせず、さほりぎみの掃除場所で）
- ③ ほうきでたたかわれている子、雑巾を投げ付けられている子。
- ④ ゴミをはき付けられてたり、水をかけられたりしても怒らない子。

7. その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同グループになるのを嫌がられる子
- ② 急に、成績が下がった子。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係をやめたいと言い出したり、変わりたいという。（始めはさほり現象）
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。（壊される、落書き、画鋲が入っている）
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定者の人の手伝いをする。用事を頼まれる。（よい行為だが、二面性あり）
- ⑬ 心の健康観察で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ ノートの字体が変わる。乱雑になる。出さなくなる。

V いじめの早期対応

中津川市立山口小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応していく。いじめられている（と感じている）児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ未然防止対策委員会」が行う対応の概要である。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ未然防止対策委員会」の招集（いじめ防止対策推進法「第23条」等、法律に基づき対応する）

【「いじめ未然防止対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

<把握すべき情報（例）>

- ◆誰が誰をいじめているのか？
（加害者と被害者の把握）
- ◆いつ、どこで起こったのか？
（場所と時間の確認）
- ◆どんな被害を受けたのか？
（内容）
- ◆いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？
（期間）

- 被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。
 - ・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。
- いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聞き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 - ・聴き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やスレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。（被害者、加害者、周囲の生徒）
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
 - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携・いじめの解消の見届け

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

Ⅵ いじめ防止の対策のための組織

中津川市立山口小学校

いじめ未然防止対策委員会

— いじめ未然防止対策委員会 --- 拡大いじめ未然防止対策委員会

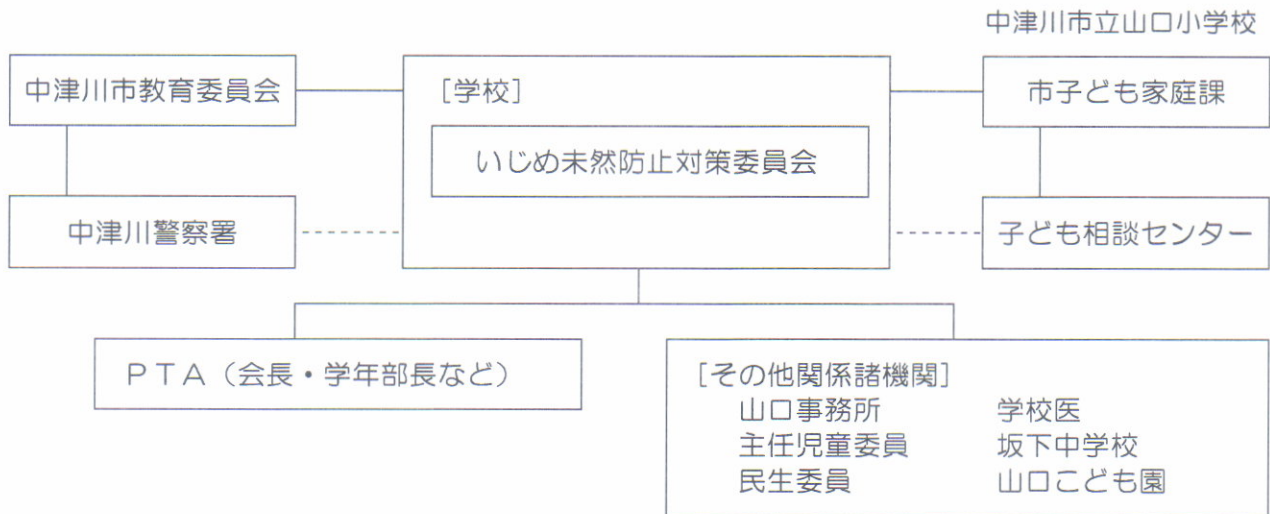
◎校長	「総括」
教頭	「総括補佐、教育委員会連携」担当
	「関係諸機関連携、小中学校連携」担当
教務主任	「いじめ防止対策年間計画」担当
○生徒指導主事	
養護教諭	「心のアンケート作成・集計・分析」担当
教育相談担当	「日常の観察の集約」担当
SC	「児童の見立て、カウンセリング、教職員への助言・援助」担当
学級担任	「居場所・絆のある学級経営」担当（体験学習）
人権主任	「ひびきあいの日の取り組み」担当
道徳教育推進教師	「心を豊かにする道徳教育」担当
研究推進委員長	「わかる授業づくり」担当
学習部長	「学習規律づくり」担当
生活部長	「生活規律づくり」担当
情報主任	「情報端末に関わる研修」担当
児童会担当	「自治的な取り組みづくり」担当

<いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ未然防止対策委員会」に関わって）>

4月	拡大いじめ未然防止対策委員会 指導方針、指導計画等 子ども研（児童理解のための打ち合わせ） いじめ対策方針説明会（保護者向け） 授業参観 心のアンケート・教育相談	10月	資質向上委員会（職員会） SC参観 人権教育研修会 子ども研 いじめアンケート・教育相談
5月	いじめ防止職員研修 SC参観 家庭訪問 子ども研 心のアンケート・教育相談	11月	生徒指導研修 SC参観 いじめ未然防止対策委員会 子ども研 心のアンケート・教育相談
6月	SC参観 人権教育研修会 子ども研 心のアンケート・教育相談	12月	ひびきあいの日の取り組み実施 SC参観 保護者アンケート 心のアンケート・教育相談
7月	SC参観 いじめ未然防止対策委員会 心のアンケート・教育相談	1月	SC参観 子ども研 心のアンケート・教育相談
8月	SC参観 子ども研 心のアンケート・教育相談	2月	いじめ対策方針説明（新入生向け） SC参観 学校評価委員会 授業参観 心のアンケート・教育相談
9月	心のアンケート・教育相談	3月	拡大いじめ未然防止対策委員会 本年度のまとめ、次年度の方針検討 心のアンケート・教育相談

*いじめ事案発生時は **緊急いじめ未然防止対策委員会**を招集し対応にあたる。

Ⅶ 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線：4230
	生徒指導担当指導主事	内線：4231
中津川警察署		66-0110
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 総務部	防災安全課	66-1111 内線：162
中津川市 市民福祉部	子ども家庭課	66-1111 内線：696
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111